

議員提出第12号

学費引き下げと給付制奨学金の導入を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成28年9月26日

提出者 吉川市議会議員 雪田 きよみ

賛成者 吉川市議会議員 濱田 美弥

〃 小林 昭子

〃 遠藤 義法

吉川市議会議長 互 金次郎 様

提案理由 口頭

学費引き下げと給付制奨学金の導入を求める意見書

2014年度の日本の子どもの貧困率は16.3%（厚生労働省発表）、子どもの6人に1人は貧困世帯で暮らしています。子どもの貧困は社会問題となっています。

こうしたなかで、高等教育の学費が子どもや若者、その保護者に大きな負担となっています。平成26年度の私立大学の平均授業料は平均86万円、入学金などを含む初年度納付金は約131万円、国立大学の初年度納付金も約81万円と高学費の実態となっています。

奨学金を借りている大学生（昼間部）は、今では学生の半数となり、大学の学部卒で平均300万円、大学院の博士課程まで進むと多ければ1000万円もの借金となります。さらに、厳しい経済状況と不安定雇用の増大のなかで奨学金の返済が困難となり、若者を追い込む事態となっています。

日本は2012年に高校・大学の段階的な学費無償化を定めた国際人権規約の批准留保を撤回しました。学費引き下げは国際的な公約となっています。経済協力開発機構（OECD）加盟34カ国中、17カ国は大学授業料を無償化し、給付制奨学金導入は32カ国まで広がっています。どちらもないのは日本だけであり、学費無償化と給付制奨学金導入は世界の流れとなっています。

よって吉川市議会は、学ぶ権利を保障し、経済的な理由で若者が進学をあきらめることがないように下記のことを要請します。

記

- 1、高等教育の学費を段階的に引き下げること
- 2、給付制奨学金を導入すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月26日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣